

我孫子市中期財政計画

令和6年度～令和8年度

我孫子市

令和6年7月

1 計画策定にあたって

社会経済活動に大きな影響を与えてきた新型コロナウイルス感染症は、令和5年度に感染症法上の位置付けが5類へと移行され、現在は感染拡大以前の日常を取り戻しています。

一方、国際情勢の変化や急激な円安の進行により、国内では物価の上昇が進んでおり、家計や企業の負担が増大しています。

市においても、物価高騰の影響は避けることができず、行政サービスの提供に必要な経費が増加しており、コロナ後の景気回復や賃上げなどによる市税の増加は見込まれるものの、厳しい財政運営を強いられることが予想されます。

こうした状況の中、学校施設をはじめとする公共施設の老朽化対策や、新たな資源化施設の整備など、多額の経費を必要とする事業の実施を予定しており、社会経済情勢の変化に適切に対応しながら、引き続き安定した行政サービスを提供するためには、中期的な財政収支の見通しを明らかにし、今後の財政運営に生かしていくことが重要なことから、本計画を策定しました。

計画では、総合計画における第2期実施計画に計上を見込む事業の財源を確保するため、財政調整基金や市債の計画的な活用を図ることとしていますが、財政調整基金は大規模災害等に備えて一定額を確保する必要があることから、財源不足を財政調整基金からの繰り入れに頼り続けることはできません。また、市債により資金を調達する場合は、後年度に返済のための負担が発生するため、その活用には制限があります。

このため、歳入の根幹をなす市税をはじめ、国・県補助金等の積極的な活用やふるさと納税の推進を図るなど、財源の一層の確保に努めるほか、経常的経費の抜本的な見直しによる削減を継続的に進めるとともに、政策的事業についても厳しい取舍選択をしていく必要があります。

2 計画期間・会計単位

- (1) 令和6年度から令和8年度までの3か年
- (2) 一般会計

3 中期財政計画における歳入・歳出試算の条件

〔歳入〕

(1) 市税

- ・個人市民税・・・これまでの課税実績や国推計値を踏まえ、緩やかな回復基調を見込む。
- ・法人市民税・・・これまでの課税実績や国予測値を踏まえ、緩やかな回復基調を見込む。
- ・固定資産税・都市計画税・・・地価の傾向や家屋の軽減措置終了、新規住宅開発等を見込む。
- ・軽自動車税・・・登録台数の増加傾向を反映し増額を見込む。
- ・たばこ税・・・課税実績における消費本数の減に伴う減額を見込む。

(2) 地方譲与税・各種交付金・・・令和6年度の予算額や制度改正等を参考に 見込む。

(3) 地方交付税・・・普通交付税は、市税の状況や単位費用の傾向を参考に、 令和7年度は57億8,300万円、8年度は55億6,100万円を 見込む。

(4) 地方消費税交付金・・・令和6年度をベースに増加を見込む。

(5) 分担金・負担金等（経常分）・・・令和6年度をベースに、改定後のご み手数料の通年化による増などを見込む。

(6) 国・県支出金・・・年々増加傾向にある社会保障関連の歳出に連動し、 児童手当負担金や障害者自立支援費負担金、障害児通所給付費等負担金 の増額などを見込む。

(7) 市債・・・臨時財政対策債は、令和6年度と同額を見込む。

(8) その他・・・繰越金については、毎年度5億円を見込む。

〔歳出〕

- (1) 人件費・・・一般職人件費は、毎年度の採用・退職等による新陳代謝や、定年延長などを考慮し算出した。
- (2) 扶助費・・・扶助費全般にわたり対象者の動向を考慮し算出した。特に、児童手当や障害者自立支援給付費、児童通所支援給付費の増額を見込む。
- (3) 公債費・・・発行済み市債の元利償還金をベースに、各年度における臨時財政対策債や通常債などの発行予定額の元利償還金を加算して見込む。
- (4) 物件費・・・経常的なものとして各種委託料、使用料、賃借料、消耗品費などを見込む。光熱水費は、令和6年度をベースに横ばいを見込む。
- (5) 補助費等・・・令和6年度を基準として、各種負担金、補助金及び交付金などを見込む。
- (6) 繰出金（経常分）・・・介護保険特別会計や国民健康保険事業特別会計などへの繰出金を見込む。
- (7) 普通建設事業費（経常分）・・・道路や排水施設の維持補修等を見込む。
- (8) 予備費・・・毎年1億円を計上する。
- (9) その他・・・維持補修費等については、これまでの実績を参考に見込む。

4 経常収支の見込

(1) 歳入

(単位：千円)

項目	年度	基準年度	計画1年度	計画2年度	計画3年度
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市 税		17,294,138	17,972,774	18,036,000	18,133,000
地 方 譲 与 税		299,620	290,000	290,000	290,000
利 子 割 交 付 金		9,000	9,000	9,000	9,000
配 当 割 交 付 金		137,000	135,000	135,000	135,000
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		117,000	111,000	111,000	111,000
法 人 事 業 税 交 付 金		186,000	143,000	143,000	143,000
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		26,000	25,000	25,000	25,000
自 動 車 取 得 税 交 付 金		1	1	0	0
自 動 車 税 環 境 性 能 割 交 付 金		43,000	47,000	47,000	47,000
地 方 特 例 交 付 金		120,000	114,000	114,000	103,000
地 方 交 付 税		5,435,000	5,709,000	5,932,000	5,710,000
地 方 消 費 税 交 付 金		3,087,000	2,721,000	2,867,000	3,013,000
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		13,000	11,000	11,000	11,000
分 担 金 ・ 負 担 金 ・ 使 用 料 ・ 手 数 料		986,963	999,016	1,023,000	1,032,000
国 庫 支 出 金		6,872,384	7,518,485	8,414,000	8,518,000
県 支 出 金		3,179,046	3,396,190	3,585,000	3,534,000
財 産 収 入 ・ 寄 附 金		55,451	49,572	51,000	53,000
諸 収 入		1,183,946	1,055,504	1,230,000	1,227,000
繰 入 金		101,688	219,296	203,000	133,000
繰 越 金		500,000	700,000	500,000	500,000
臨 時 財 政 対 策 債		370,000	130,000	130,000	130,000
そ の 他 市 債		0	13,200	0	0
合 計		40,016,237	41,369,038	42,856,000	42,857,000
対 前 年 度 伸 率 %		1.27	3.38	3.59	0.00

(2) 歳出

(単位：千円)

項目	年度	基準年度	計画1年度	計画2年度	計画3年度
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人 件 費		8,797,280	9,072,368	9,144,000	9,173,000
扶 助 費		12,091,200	13,006,374	13,944,000	14,277,000
公 債 費		3,162,600	3,015,631	3,090,000	3,267,000
義 務 的 経 費 小 計		24,051,080	25,094,373	26,178,000	26,717,000
物 件 費		7,925,358	8,112,454	8,893,000	9,073,000
維 持 補 修 費		205,640	240,010	228,000	229,000
補 助 費 等		2,174,262	2,263,612	2,391,000	2,368,000
積 立 金 ・ 貸 付 金 ・ 投 資 ・ 出 資 金 等		483,146	508,761	399,000	409,000
繰 出 金 (経 常 分)		4,367,384	4,566,525	4,705,000	4,763,000
普 通 建 設 事 業 費 (経 常 分)		443,105	454,186	467,000	465,000
災 害 復 旧 事 業 費 (経 常 分)		0	0	0	0
予 備 費		150,000	100,000	100,000	100,000
合 計		39,799,975	41,339,921	43,361,000	44,124,000
対 前 年 度 伸 率 %		1.61	3.87	4.89	1.76

5 経常収支及び政策的経費充当可能一般財源

(単位：千円)

区 分	基準年度	計画1年度	計画2年度	計画3年度
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
経常歳入 ①	40,016,237	41,369,038	42,856,000	42,857,000
経常歳出 ②	39,799,975	41,339,921	43,361,000	44,124,000
経常収支 ①-② ③	216,262	29,117	△ 505,000	△ 1,267,000

6 中期財政計画における政策的経費と財源内訳

(単位：千円)

区 分	基準年度	計画1年度	計画2年度	計画3年度
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
政策的経費充当可能一般財源 ①	216,262	29,117	△ 505,000	△ 1,267,000
政策的財源 ②	3,283,763	5,390,962	5,071,000	4,658,000
国庫支出金	828,794	303,973	684,000	647,000
県支出金	132,150	403,694	162,000	116,000
市債	1,112,700	2,759,100	3,428,000	2,730,000
基金繰入金	1,170,409	1,753,861	750,000	767,000
うち財政調整基金	983,000	1,465,000	400,000	400,000
うち減債基金	0	0	0	0
うち目的基金	187,409	288,861	350,000	367,000
その他(負担金・助成金等)	39,710	170,334	47,000	398,000
実施計画等政策的経費 ③	3,500,025	5,420,079	6,143,000	5,897,000
普通建設事業費	1,561,361	3,494,599	3,993,000	3,546,000
その他事業費	1,938,664	1,925,480	2,150,000	2,351,000
収支 ①+②-③ ④	0	0	△ 1,577,000	△ 2,506,000

※ 令和5年度、令和6年度は当初予算額です。

※ 経常的経費のうち、第2次教育ICT業務委託に係る財源については、令和7年度の事業費3億5千万円に対し、国庫支出金のデジタル田園都市国家構想交付金(5千万円)のみを見込み、8年度の事業費5億4千万円については、全額一般財源としています。

教育ICT環境の整備については、GIGAスクール構想を皮切りに国が主導して進められてきました。その更新や更なる利活用に対する国の財政措置は、端末更新については講じられたものの、その他については現時点では不透明な状況です。

そのため、今回の中期財政計画では、確実に見込むことができる国庫支出金のみを計上しましたが、国による財政措置の有無は、市の財政運営に大きな影響を与えることから、十分な財源が措置されるよう、機会を捉えて国に対し要望していきます。

※ 政策的経費のうち、令和7・8年度は第2期実施計画に計上された事業です(事業費が未確定のものは含まれていません。)。集計収支の均衡を図るために、人件費を含めた経常的経費の更なる削減と、政策的経費についても厳しい事業選択を行っていきます。

7 財政指標及び市債・財政調整基金残高の推移と見込

区 分	基準年度	計画1年度	計画2年度	計画3年度	早期健全化 基準
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
経常収支比率	93.5%	95.3%	98.0%	99.7%	
実質赤字比率	—	—	—	—	11.25～15%
連結実質赤字比率	—	—	—	—	16.25～20%
実質公債費比率	2.2%	2.0%	1.8%	2.0%	25%
将来負担比率	—	—	—	—	350%
市債残高(千円)	32,908,081	32,899,725	33,467,005	33,185,613	
財政調整基金残高(千円)	3,945,000	2,830,000	2,180,000	1,530,000	

※ 令和5年度と令和6年度は、当初予算をもとに算出・記載しています。

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、黒字のため「—」で表示しています。

※ 財政調整基金残高については、予算を適正かつ効率的に執行したうえで、可能な限り積み立てを行うことを前提とした見込額です。

備考

- ・ 経常収支比率・・・ 人件費や公債費、物件費など経常的に支出される経費の一般財源が、市税などの経常的に収入される一般財源（都市計画税や国県支出金などを除く）に占める割合。100%に近いほど財政の弾力性は無くなります。
- ・ 実質赤字比率・・・ 福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標。
- ・ 連結実質赤字比率・・・ 公営企業会計を含む地方公共団体のすべての会計を合算し、全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標。
- ・ 実質公債費比率・・・ 地方公共団体の標準的な税込と地方交付税を合わせた収入に対する、上水道や下水道など公営企業の支払う元利償還金への一般会計からの繰出金等を加えた実質的な元利償還金の割合を示す指標。
- ・ 将来負担比率・・・ 地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標。
- ・ 早期健全化基準・・・ 財政が悪化し、「財政健全化計画」を策定し実施しなければならない基準。なお、実質赤字比率、連結実質赤字比率の「早期健全化基準」は市の財政規模に応じ、表の範囲で変動します。